

辻静雄食文化財団奨学規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人辻静雄食文化財団（以下「当財団」という。）の定款第4条第1項第1号に規定する奨学事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 当財団は、我が国の食文化の発展及び普及並びに次代の食を担う人材の育成に寄与するため、奨学事業として、次世代リーダーシェフ育成奨学金（以下「当奨学金」という。）を設ける。

(対 象)

第3条 当奨学金の対象となる者（以下、「奨学生」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の2年次に在学する者であって、調理や製菓の職業で将来活躍することを目指し、高等学校卒業後の進路として調理系又は製菓系分野への進学を志望している者
- (2) 高等学校入学後、2年次1学期（又は前期）までの成績の平均値（評定平均値）が、4.0以上（5段階以外の評価を採用している場合は、5段階評価に換算した評定平均値が4.0以上となる場合を含む）である者
- (3) 高等学校入学後、2年次1学期（又は前期）までの欠席日数が、原則として2日以下の者
- (4) 在学校において、クラブ活動、生徒会活動、ボランティア活動等の課外活動に積極的に参加している者
- (5) 在学校の学校長の推薦を受けた者

(奨学金の額)

第4条 当奨学金の給付額は250,000円とし、一時金として一括給付する。

- 2 当奨学金は、返還を要しない。

(出願手続き)

第5条 当奨学金の受給を希望する者（以下、「奨学生志願者」という。）は、次の書類各一通を、募集要項で定める所定の期日までに当財団に提出するものとする。なお、

第4号及び第5号に規定する書類については、在学校の校長が発行したものに
限る。

- (1) 奨学生採用願書（様式1）
- (2) 小論文
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式2）
- (4) 奨学生推薦書（様式3）
- (5) 成績証明書（2年次1学期（又は前期）まで）

（奨学生の採用）

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て代表理事が決定し、本人及び在
学校の校長に通知する。

- 2 奨学生の採用人数は、原則として毎年30名以内とする。

（選考方法）

第7条 奨学生の選考は、以下の方法により行う。

- (1) 書類選考（一次審査）

第3条第1項の各号に定める応募資格のうち、第2号、第3号もしくは第5
号の要件を充たしていない者、または提出書類の記載内容から第1号もしく
は第4号の要件を充たしていないと判断される者については不合格とする。

- (2) 面接選考（二次審査）

原則として、(1)の書類選考を通過した者全員と面接を実施し、人物、理解
力、論理性、表現力、リーダーシップ、応募動機、学習意欲、将来展望等
について採点評価を行う。

- (3) 最終選考

面接および提出された小論文の採点評価結果をもとに、選考委員会において
合議により選考を行う。

（奨学金の給付）

第8条 奨学金の給付は、2月中旬から3月中旬までの期間に、奨学生個人の預金口座に振
り込むことにより行う。

（奨学金の取消及び返還）

第9条 奨学生が次の各号の一に該当したときには、当財団は奨学金の給付を取消し、奨
学金が給付済みの場合にはこれを返還させることができる。

- (1) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (2) 在学する学校における学籍を失ったとき

- (3) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき
- (4) 当財団若しくは支援企業の名誉を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき
- (5) 応募書類に重大な過失による違約・違反等が認められたとき
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学事業について必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。